

令和4年度 第2回 人間中心のAI社会原則会議 議事要旨

1. 日時 令和4年12月21日(水) 13:00-15:00

2. 場所 ハイブリッド開催

(現地開催：中央合同庁舎第4号館12階 全省庁共用1208特別会議室)

3. 出席者※敬称略

議長 須藤 修 中央大学国際情報学部 教授 東京大学大学院 特任教授

副議長

北野 宏明 一般社団法人日本経済団体連合会
デジタルエコノミー推進委員会 AI活用戦略TF 主査
株式会社ソニーコンピュータサイエンス研究所
代表取締役社長

構成員

安宅 和人 慶應義塾大学環境情報学部 教授
Zホールディングス株式会社 シニアストラテジスト

浦川 伸一 損害保険ジャパン株式会社 取締役 専務執行役員

江間 有沙 東京大学未来ビジョン研究センター 准教授

大屋 雄裕 慶應義塾大学法学部 教授

釜薙 敏 公益社団法人日本医師会 常任理事

近藤 則子 老テク研究会 事務局長

武田 晴夫 株式会社日立製作所 技師長

中川 裕志 理化学研究所革新知能統合研究センター チームリーダー

永沼 美保 日本電気株式会社デジタルトラスト推進本部
上席プロフェッショナル

平野 晋 中央大学国際情報学部 学部長・教授

福岡真之介 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

福田 剛志 日本アイ・ビー・エム株式会社 執行役員 東京基礎研究所 所長

山川 宏 全脳アーキテクチャ・イニシアティブ 代表

発表者

飯田 陽一 総務省 国際戦略局 情報通信政策総合研究官
橘 均憲 経済産業省 商務情報政策局情報経済課 企画官

政府出席者

高村 信 総務省 情報流通行政局 参事官
工藤 雄之 文部科学省 研究振興局 参事官（情報担当）
川口 健太 外務省 軍縮不拡散・科学部 国際科学協力室 首席事務官
高江 慎一 厚生労働省 大臣官房 厚生科学課 研究企画官

事務局

奈須野 太 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 統括官
渡邊 昇治 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局長補・審議官
根本 朋生 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 参事官
吉澤 達也 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
上席科学技術政策フェロー
塩田 大幸 内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 行政実務研修員
(業務委託) PwC コンサルティング合同会社

4. 議題

- (1) AI ガバナンスに関する今後の議論の方向性について
- (2) 意見交換
- (3) その他

5. 資料

資料1 GPAI サミット 2022 について（総務省提出資料）
資料2 経済産業省における AI ガバナンスに関する取組（経済産業省提出資料）
資料3 米国の AI 権利章典（AI Bill of Rights）について（内閣府提出資料）
資料4 政府機関における AI の導入促進にむけた調査・検討（内閣府提出資料）
参考資料1 令和4年度 第1回 人間中心の AI 社会原則会議 議事要旨
参考資料2 人間中心の AI 社会原則会議 構成員名簿

6. 議事要旨

議事開始にあたり議長より、本会議での議論を踏まえて、今後「AI に関する我が国の基本的な立場」を表すポリシー・ペーパーとして活用されるように AI ガバナンスの議論についてまとめることを想定している旨の説明があった。

(1) AI ガバナンスに関する今後の議論の方向性について

総務省より、資料 1 に基づき、国際的な AI の推進イニシアティブである GPAI(Global Partnership on AI)の年次総会である GPAI サミットの開催結果について説明。

その後の質疑応答においては、次のような言及があった。

- (GPAI サミットに参加した、議長より) Google の上席副社長と連携し、マルチステークホルダーズによる AI ガバナンスの重要性について議論し、大変有意義であった。

経済産業省より資料 2 に基づき、同省における AI ガバナンスにおける取組について報告。その後の質疑応答においては、次のような言及があった。

- (AI ガバナンスガイドラインのアジャイルガバナンスの図のゴール設定に関する構成員からの質問に対し、経済産業省より) ゴール設定は変更を前提として、1 回設定したら終わりではなく、状況に応じて変更は可能である。
- (アジャイルガバナンスは企業だけでなく、国や地方自治体、企業内の課やセクションごとにも適用され、それらが相互に影響し合うのではという構成員からの質問に対し、経済産業省より) 今回は AI 事業者を主語においたが、ステークホルダーとして国や自治体も入っている。各主体がアジャイルガバナンスを使い、ステークホルダー間の対話を通じて影響を与えながら取組を進めてほしい。
- (アジャイルガバナンスの取組を広げていくための仕組み作りに関する構成員からの質問に対し、経済産業省より) 今年、企業に AI ガバナンスガイドラインがどのくらい使われているか、使われていない場合の理由は何かの調査を行っている。それらを踏まえ AI ガバナンスガイドラインが使われるように取組を進めていく。
- (アジャイルガバナンスにおける、人間による様々なマネジメントのサポートへの AI の関与に関する構成員からの質問に対し、経済産業省より) 社会的な変化や技術の進展があり、今までリスクだったことを技術で解決することが起きる。それらは外部からの影響という部分に含まれる。

事務局より資料 3 に基づき、米国の AI 権利章典 (AI Bill of Rights) について共有。その後の質疑応答においては、次のような言及があった。

- ダークパターンなどの問題をマルチステークホルダーによってチェックする必要がある、メタバースと AI の関連について今後重視していく必要がある。

- AI 利用に対するオプトアウトの権利について 5 原則のなかでうたっており、米国同様、日本でも既存の法律を AI 利活用に対して執行する必要がある。
- 5 原則の一つ、「アルゴリズム由来の差別（原典では Algorithmic Discrimination という表現。データに含まれる情報による差別も含まれる模様（内閣府注記）からの保護」に関連してシステムは機会の提供を公平化するというのはアメリカ的で、日本の場合は結果を平等にする傾向が強い。この部分は教育における AI 活用でクリティカルな問題となるため今後考えていく必要がある。
- 近い将来、アルゴリズムやプログラムを AI 自体が作り出していくようになる。データとアルゴリズムの違いを考えていく必要がある。

(2) 意見交換

各発表を踏まえて、人間中心の AI 社会原則会議で議論すべき論点、議論を行う上で留意すべきことやこれから我が国が取り組んでいくべき事項等について、次のような発言を含め、全体的な意見交換が行われた。

- ダークパターンの問題は認識されつつあるが、各分野を抱える省庁では AI に十分理解のある職員や有識者が多くないため、AI の知見が深い組織が政府内に向けて発信していくことが重要である。
- アルゴリズム自体を AI が作成する場合、アルゴリズム由来の差別が存在していないことをどう証明するかが課題となる。そのためには結果とセンシティブ情報の相関をみる必要がある。センシティブ情報の利用規制をどうするか検討していく必要がある。
- AI Bill of Rights の 5 原則のうち、以下の点に違和感があった。日本で AI 権利章典を考えるうえで注目する視点となる。
 - 原則 4 つ目のユーザーへの通知と説明について、ユーザーへの通知と説明と極めて限定され、かつ EU の AI 規則と違った形という点は違和感がある。
 - 原則 5 つ目の人による代替手段、配慮、フォールバックについて、オプトアウトを認めるとかなり負担が増える場合があるので、ビジネス的に成立しないこともある。
- NIST やホワイトハウスはファンデーションモデルにおけるバイアスについて検討しており、日本でも米国の考察をフォローする必要がある。
- AI Bill of Rights の 5 原則の 3 つ目を何に対しても適用するのは適切ではないが、4 つ目や 5 つ目は人の権利や義務、将来に関係するため必要になる。また、3 番目の原則は OECD の AI 原則と同様に透明性や説明可能性が重要である。
- 2021 年からファンデーションモデル（大規模モデル）というディープラーニング技術が急速に進展しており、ビジネス応用を含む様々な範囲で活用が見込まれている。しかしながら、GPAI の会議でもまだピックアップされていない。第三次 AI プ

ーム初期のような論点を再点検する形で、様々な議論を行う必要がある。

- 学習済みの大規模言語モデルに対して、プロンプトと呼ばれる指図を言語によって与えることで、高コストな学習をせずとも様々な利用できるようになり、誰でも使えるようになることも含めて大きな変化がある。よってその点をふまえてガバナンスを考えていく必要がある。
- ディフュージョンモデルは強力で進化が早いので、様々な知的生産に対する配慮やマネジメントを今検討しなければいけない。
- AIは基礎インフラの一種になる可能性が高い。恵まれた環境の人とそうでない人では全く異質な存在となる。アクセス権やリテラシー権をどのように担保するのが課題となる。
- 機械学習は社会の写し絵で、倫理的に問題があるものとグレーなもの、さらには合意が取れたものが混ざってしまっており、しかもそれらは時代と共に変化している。写し絵ではなく、バイアスをかけて何かをやらないと我々が望む姿にならないのではないか。
- AIによって、さまざまなことが可能となった社会において、人間がどのような立場にいてどこまでをAIに任せるべきかの線引きを考える必要がある。AIに対するインプットとAIからのアウトプットが社会常識や社会制度にマッチしているかどうかチェックすることが人間でなければできないことと言えるのではないか。
- ファンデーションモデルはグローバルな社会インフラになると想定されるため、経済安全保障の観点からも検討が必要となる。クリエイティブな領域でも著しいインパクトがある。
- 医療現場においてはいち早くAIの成果を享受するため、それを国民全体の幸福に結び付けていかなければいけない。AIの進歩は著しいが、それがきちんと人間の幸福に結びついているか、常にその点を踏まえて議論を進めていく必要がある。
- (AIのリスクに対するアプローチに関する事務局からの意見募集に対し、構成員より) EUの包括的なアプローチは早すぎるのではないか。ただ、EUの案は勉強になる。各省庁で既存の法律を遵守できているかを確認することが必要。
- AIへの依存度とAIの適用領域といった軸でAIをマッピングし、民間の多くの人が理解しやすいメトリクスで、まずどこのガバナンスをやるべきか表現しながら議論ができるといいのではないか。
- GPAIの新しい重点領域が本年度レジリエント社会になったという報告があった。欧州の電力網インフラの昨今の危機意識も欧州委員中心に念頭にあってのことと推察する。本会議でも議題の一つとして加えたらどうか。
- 次のダボス会議でもAIと自然火災やAIと気候変動というレジリエントに関するテーマが取り上げられている。

(3) その他

事務局より、資料4に基づき、今年度取り組んでいる政府機関におけるAI導入促進に向けた調査・検討について、説明。

その後の質疑応答においては、次のような言及があった。

- 政府機関ではリスクを取れずに導入が進みにくいと思われる。使い倒した何人かがテスト的な部局を作り、そこで作りながら導入を進めていかないといけないのではないか。デジタル庁で議論した方が良いのではないか。
- 国土交通省においても動きがあるため、話を聞いたらどうか。
- 汎用AIという言葉が使われているが、汎用AIというのはまだできていない。汎用目的のAIという意味の解釈は可能。

以上